

平成23年3月16日

各位

旭食品株式会社

公正取引委員会からの勧告について

本日、当社は、公正取引委員会から、下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法）に基づく勧告を受けました。

関係下請事業者をはじめ、お取引先様や関係者様ご一同に対して、ご心配、ご迷惑をおかけする結果となり、誠に申し訳なく、心より深くお詫び申し上げます。

当社では、定期的に展示会を開催し、出展事業者に協賛をお願いしております。展示会の開催並びに出展事業者からの協賛そのものが直ちに法令に反するものではないと考えますが、本件で問題とされた行為は、その中で、当社が、平成20年10月から平成22年9月までの間に、当社が開催する展示会の費用に充当するため、事前に提供させる費用の算出根拠等金銭の提供とそれによって得られる下請事業者の利益との関係を明らかにすることなく、「PB特別ご協賛」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た金額又は一定額を負担するよう下請事業者に要請し、要請に応じた下請事業者から金銭を収受した行為が公正取引委員会により、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害している行為である、と認定されたものです。

これは、当社において下請事業者の概念及び下請法に対する認識不足により生じたものであり、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告に従った措置を速やかに講じて、同様の事態の再発防止に努めるとともに、コンプライアンスの遵守、とりわけ下請法遵守体制をより一層充実させて参る所存でございます。

以上